

令和 2 年 4 月

第 17 回尼崎市議会臨時会議案

目

次

< 報告 >

報告第 2 号	専決処分について（令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号））
---------	-------------------------------------

< 予算 >

議案第 5 5 号	令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 6 号	令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 5 7 号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 5 8 号	尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

報 告

報告第2号

専決処分について

令和2年度尼崎市一般会計補正予算について、令和2年4月20日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,053,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		2,850,555	3,000	2,853,555
	10 基金繰入金	2,850,555	3,000	2,853,555
70 諸収入		6,732,291	400,000	7,132,291
	15 貸付金 元利収入	747,847	400,000	1,147,847
歳入合計		209,650,000	403,000	210,053,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 商工費		1,565,219	403,000	1,968,219
	05 商工費	1,565,219	403,000	1,968,219
歳出合計		209,650,000	403,000	210,053,000

(説 明)

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けを行うにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

報2-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歲入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	2, 850, 555	3, 000	2, 853, 555			
10 項 基金繰入金	2, 850, 555	3, 000	2, 853, 555			
05 目 財政調整基金繰入金	1, 200, 000	3, 000	1, 203, 000	財政調整基 金繰入金	3, 000	○ （資産統括局） 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 3, 000

70 諸 収 入

(単位 千円)

[illegible]

報2-6

歳 出

35 商 工 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	1,565,219	403,000	1,968,219	特定財源 400,000 一般財源 3,000			
05 項 商 工 費	1,565,219	403,000	1,968,219	特定財源 400,000 一般財源 3,000			
15 目 金融対策費	130,192	403,000	533,192	その他 400,000 一般財源 3,000	10 需 用 費	2,000	○ テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関 係事業費（経済環境局） 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに緊急つなぎ資金の貸付けを行うことに伴う補正
					11 役 務 費	500	
					13 使用料及び賃借料	500	
					20 貸 付 金	400,000	

予 算

議案第 5 5 号

令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7, 8 8 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 7, 9 4 2, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 3 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		49,749,382	47,558,851	97,308,233
	05 国庫負担金	43,363,571	55,847	43,419,418
	10 国庫補助金	5,963,666	47,503,004	53,466,670
45 県支出金		13,646,800	18,477	13,665,277
	10 県補助金	2,014,857	18,477	2,033,334
60 繰入金		2,853,555	311,672	3,165,227
	10 基金繰入金	2,853,555	311,672	3,165,227
歳入合計		210,053,000	47,889,000	257,942,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,278,854	46,800,000	63,078,854
	05 総務管理費	13,144,016	46,800,000	59,944,016
15 民生費		104,844,279	789,886	105,634,165
	05 社会福祉費	39,143,073	118,833	39,261,906
	10 児童福祉費	29,818,417	653,351	30,471,768
	25 青少年費	1,836,794	17,702	1,854,496
20 衛生費		14,096,048	50,400	14,146,448
	05 保健衛生費	6,335,628	50,400	6,386,028
35 商工費		1,968,219	248,714	2,216,933
	05 商工費	1,968,219	248,714	2,216,933
歳出合計		210,053,000	47,889,000	257,942,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	49,749,382	47,558,851	97,308,233			
05 項 国庫負担金	43,363,571	55,847	43,419,418			
15 目 民生費負担金	42,164,698	18,047	42,182,745	生活困窮者 自立相談支 援事業費等 負担金	18,047	○ (健康福祉局) 負担率 3／4 18,047 住居確保給付金の支給要件の拡大に伴う補 正
20 目 衛生費負担金	184,419	37,800	222,219	保健事業費 負担金	37,800	○ (健康福祉局) 負担率 3／4 37,800 感染症法に基づく新型コロナウイルス感染 症患者の入院医療費の負担に伴う補正

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	5,963,666	47,503,004	53,466,670			
10 目 総務費補助金	478,196	46,800,000	47,278,196	特別定額給付金給付事業費補助金	46,310,000	○ (総務局) 補助率 10 / 10 46,310,000 特別定額給付金の支給に伴う補正
				特別定額給付金給付事務費補助金	490,000	○ (総務局) 補助率 10 / 10 490,000 特別定額給付金の支給に伴う補正
15 目 民生費補助金	1,991,325	703,004	2,694,329	障害者総合支援事業費補助金	58,645	○ (健康福祉局) 補助率 10 / 10 ・ 2 / 3 ・ 1 / 2 58,645 学校の臨時休業により放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担の補助等に伴う補正
				老人福祉費補助金	27,656	○ (健康福祉局) 補助率 2 / 3 27,656 通所サービス事業所等の訪問サービスへの切替えに必要な経費の補助に伴う補正

歳入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				地域介護・福祉空間整備等交付金	19,560	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 多床室の個室化改修経費の補助に伴う補正 19,560
				地域子ども子育て支援事業費交付金	18,002	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 小学校の臨時休業により午前中から開所する民間児童ホームへの補助に伴う補正 18,002
				子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	545,960	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 児童手当を受給する世帯への一律の増額支給に伴う補正 545,960
				子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	33,181	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 児童手当を受給する世帯への一律の増額支給に伴う補正 33,181

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	13,646,800	18,477	13,665,277			
10 項 県補助金	2,014,857	18,477	2,033,334			
15 目 民生費補助金	1,836,481	18,477	1,854,958	障害者総合 支援事業費 補助金	18,477	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 4 18,477 学校の臨時休業により放課後等デイサービ スの利用が追加的に生じた場合の利用者負 担の補助に伴う補正

歳 入

60 繰 入 金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	2, 853, 555	311, 672	3, 165, 227			
10 項 基金繰入金	2, 853, 555	311, 672	3, 165, 227			
05 目 財政調整基金繰入金	1, 203, 000	311, 672	1, 514, 672	財政調整基 金繰入金	311, 672	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 311, 672

歳 出

10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	16, 278, 854	46, 800, 000	63, 078, 854	特定財源 46, 800, 000 一般財源 0			
05 項 総務管理費	13, 144, 016	46, 800, 000	59, 944, 016	特定財源 46, 800, 000 一般財源 0			
95 目 特別定額給 付金費	-	46, 800, 000	46, 800, 000	国庫支出金 46, 800, 000	8 旅 費	598	○ 特別定額給付金関係事業費（総務局） 46, 800, 000 特別定額給付金の支給に伴う補正
					10 需 用 費	76, 592	
					11 役 務 費	124, 261	
					12 委 託 料	219, 554	
					13 使用料及び 賃借料	62, 078	
					14 工事請負費	6, 917	
					18 負担金、補 助及び交付 金	46, 310, 000	

歳 出

15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民 生 費	104, 844, 279	789, 886	105, 634, 165	特定財源 739, 528 一般財源 50, 358			
05 項 社会福祉費	39, 143, 073	118, 833	39, 261, 906	特定財源 86, 953 一般財源 31, 880			
05 目 社会福祉総 務費	21, 207, 211	24, 063	21, 231, 274	国庫支出金 18, 047 一般財源 6, 016	18 負担金、補 助及び交付 金	24, 063	○ 生活困窮者自立相談支援事業費（健康福祉局 24, 063 ） 住居確保給付金の支給要件の拡大に伴う補正
07 目 障害福祉費	15, 476, 733	33, 725	15, 510, 458	国庫支出金 21, 690 一般財源 12, 035	12 委 託 料	951	○ 障害福祉サービス確保等支援事業費（健康福祉局） 27, 125
					18 負担金、補 助及び交付 金	32, 774	通所サービス事業所等の訪問サービスへの切 替えに必要な経費の補助に伴う補正 ○ 障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費 6, 600 テレワーク等を行う障害福祉サービス事業所 等の機器導入等経費への補助に伴う補正
20 目 老人福祉費	1, 520, 428	61, 045	1, 581, 473	国庫支出金 47, 216 一般財源 13, 829	18 負担金、補 助及び交付 金	61, 045	○ 介護サービス確保支援事業費（健康福祉局） 41, 485 通所サービス事業所等の訪問サービスへの切 替えに必要な経費の補助に伴う補正 ○ 介護施設等個室化改修事業費 19, 560 多床室の個室化改修経費の補助に伴う補正

歳 出

15 民 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	29, 818, 417	653, 351	30, 471, 768	特定財源 634, 873 一般財源 18, 478			
05 目 児童福祉総 務費	16, 047, 247	653, 351	16, 700, 598	国庫支出金 616, 396 県支出金 18, 477 一般財源 18, 478	10 需 用 費	1, 205	○ 放課後等デイサービス支援等事業費（健康福 73, 910 祉局）
					11 役 務 費	20, 432	学校の臨時休業により放課後等デイサービス の利用が追加的に生じた場合の利用者負担の 補助に伴う補正
					12 委 託 料	11, 544	○ ファミリーサポートセンター運営事業費（こ 300 ども青少年局）
					18 負担金、補 助及び交付 金	545, 960	小学校の臨時休業によりファミリーサポート センター事業を利用する場合の利用料相当額 の減免への補助に伴う補正
					19 扶 助 費	74, 210	○ 子育て世帯臨時特例給付金給付関係事業費 579, 141 児童手当を受給する世帯への一律の増額支給 に伴う補正

議55-12

歲 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,836,794	17,702	1,854,496	特定財源 17,702 一般財源 0			
15 目 児童育成費	432,317	17,702	450,019	国庫支出金 17,702	18 負担金、補助及び交付金	17,702	○ 放課後児童健全育成事業所運営費補助金（こ 17,702 ども青少年局） 小学校の臨時休業により午前中から開所する 民間児童ホームへの補助に伴う補正

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	14,096,048	50,400	14,146,448	特定財源 37,800 一般財源 12,600			
05 項 保健衛生費	6,335,628	50,400	6,386,028	特定財源 37,800 一般財源 12,600			
10 目 感染症対策 費	11,481	50,400	61,881	国庫支出金 37,800 一般財源 12,600	19 扶 助 費	50,400	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 50,400 感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症 患者の入院医療費の負担に伴う補正

歳 出

35 商 工 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	1,968,219	248,714	2,216,933	特定財源 0 一般財源 248,714			
05 項 商 工 費	1,968,219	248,714	2,216,933	特定財源 0 一般財源 248,714			
10 目 商工業振興 費	856,617	248,714	1,105,331	一般財源 248,714	12 委 託 料	248,714	○ 休業要請事業者経営継続支援事業費（経済環 248,714 境局） 休業要請に応じた事業者等への経営継続支援 金の支給に伴う補正

議案第 5 6 号

令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 7 0 1, 0 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 3 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		34,732,981	10,000	34,742,981
	10 県 補 助 金	34,732,981	10,000	34,742,981
歳 入 合 計		48,691,040	10,000	48,701,040

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保 険 給 付 費		33,814,295	10,000	33,824,295
	15 給 付 諸 費	206,050	10,000	216,050
歳 出 合 計		48,691,040	10,000	48,701,040

特 別 会 計

国 民 健 康 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議56-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歲入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	34,732,981	10,000	34,742,981			
10 項 県補助金	34,732,981	10,000	34,742,981			
05 目 県補助金	34,732,981	10,000	34,742,981	保険給付費 等交付金	10,000	○ （総務局） 特別交付金 10,000 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当 金の支給に伴う補正

10 保險給付費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 保険給付費	33,814,295	10,000	33,824,295	特定財源 10,000 一般財源 0			
15 項 給付諸費	206,050	10,000	216,050	特定財源 10,000 一般財源 0			
20 目 傷病手当金	-	10,000	10,000	県支出金 10,000	18 負担金、補 助及び交付 金	10,000	○ 傷病手当金（総務局） 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 の支給に伴う補正

条 例

議案第 57 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 30 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

付則第 14 項を付則第 23 項とし、付則第 8 項から付則第 13 項までを 9 項ずつ繰り下げ、付則第 7 項の次に次の見出し及び 9 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）

- 8 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る療養（発熱その他の症状が発現しているため新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合における保養を含む。以下同じ。）のため労務に服することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、その労務に服することができない期間の範囲内において、労務に服することを予定していた日について傷病手当金を支給する。
- 9 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間における就労日数として市長が別に定める日数で除して得た額（当該額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。）の 3 分の 2 に相当する額（当該額に 50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げ

る。以下「3分の2相当額」という。)とする。ただし、3分の2相当額が、健康保険法第40条第1項の表に掲げる標準報酬月額等級の最高の等級区分に係る標準報酬月額の30分の1に相当する額(当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)の3分の2に相当する額(当該額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。以下「上限日額」という。)を超えるときは、上限日額とする。

10 新型コロナウイルス感染症に係る療養のため労務に服することができない場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、給与等の支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の日額が前項の規定により算定される額(以下「基準額」という。)より少ないときは、1日につきその差額に相当する額の傷病手当金を支給する。

11 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者がその支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき支払を受けることができなかったときは、その全部の支払を受けることができなかったときは1日につき基準額の傷病手当金を、その一部の支払を受けることができなかった場合においてその支払を受けた給与等の日額が基準額より少ないときは1日につきその差額に相当する額の傷病手当金を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その支給を受けた額をこの項の規定により支給する額から控除する。

12 前項の規定により市が支給した傷病手当金に相当する額は、当該傷病手当金に係る給与等を支払うべき事業主(被保険者を使用し、又は使用していた事業所の事業主をいう。以下同じ。)から徴収する。

13 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

14 市長は、傷病手当金の支給等について必要があると認めるときは、

事業主その他の者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

15 付則第8項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に限り適用する。

16 付則第8項から前項までに規定するもののほか、傷病手当金の支給等について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給実施に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 30 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「に係る通知書」を「の通知に係る書類」に改め、同条第 7 号中「第 21 条本文」を「第 21 条」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給の申請の受付

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請を受付するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。